

第28回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1992年7月10日(金) 10:30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 九州電力(株)玄海原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 三菱原子燃料(株)東海製作所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (3) 原子燃料工業(株)熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)
- (4) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認

事務局作成の第27回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

- (2) 九州電力(株)玄海原子力発電所の原子炉の変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)

平成4年1月10日付け3資庁第9296号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、発電所敷地の一部の拡大を行い、燃料の効率的な使用等を図るため、(1)燃料集合体最高燃焼度及び取替燃料の濃縮度の上昇、(2)取替燃料の一部にガドリニア入り燃料の使用(3)2号炉の取替燃料として従来の燃料(A型)のほかに、設計の異なる燃料(B型)の採用を行う。また1号炉の蒸気発生器の定期検査時における補修工事期間の長期化に鑑み、(1)全蒸気発生器2基の取替(2)蒸気発生基保管庫の設置を行い、また1号炉及び2号炉において、炉心の安全性等が充分確保されることから出力分布調整用制御棒クラスタを撤去し、固体廃棄物処理の運用性の向上を図るため、ペイラを1、2号炉共用とすること等を行うものである。

- (3) 三菱原子燃料(株)東海製作所における核燃料物質の加工の事業の変更

許可について（答申）

平成4年2月25日付け3安（核規）第895号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なもの認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注） 本件は、設備、工程等の合理化を図るため、第1核燃料倉庫の貯蔵設備の一部の撤去及びウラン回収設備の設置、燃料棒溶接室の貯蔵設備の撤去、第2核燃料倉庫のウラン粉末の濃縮度の変更、再生濃縮ウランを加工するための処理能力の追加、化学処理施設の沈澱ろ過設備、濃縮度混合設備の一部の変更、FBR用ブランケット燃料加工施設のうち被覆施設、組立施設等の一部の変更等を行うものである。

（4）原子燃料工業（株）熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成4年2月25日付け3安（核規）第1007号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なもの認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注） 本件は、施設の合理化を図るため、第2加工棟に成形施設の増設、最大処理能力の変更、ペレット保管ラック等の新設を行い、また、濃縮ウランの貯蔵量増加に対処するためウラン濃縮度を変更し、再生濃縮ウランの加工を行うため、処理する核燃料質の種類に再生濃縮ウランを追加すること等を行うものである。